

東播海岸における船舶等の放置を禁止する区域の指定について

海岸法第8条の2第1項第3号に基づき、平成30年6月25日から、神戸市垂水区塩屋町の塩屋漁港～神戸市垂水下水処理場までの下記区域（私有地は除く）において、「船舶（漁船を除く）及びその関連物件」を放置することが禁止されます。

※指定区域に関する図面の閲覧場所は、国土交通省近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所です。

※本件に関する問合せは、姫路河川国道事務所河川管理第一課までお願いします。（TEL.079-282-8505）

船舶等の放置を禁止する区域

